

消防の動き



2021
9
No.605

- 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について
- 「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書について



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

特報1

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について 4

特報2

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書について 6

令和3年9月号 No.605

巻頭言 「コンチキチン」祇園囃子が響かない夏（京都市消防局長 山内 博貴）

Report

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について 10
令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災に関する調査結果 13

Topics

「令和3年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介 15

消防通信～望楼

札幌市消防局（北海道）／新潟市消防局（新潟県）
坂戸・鶴ヶ島消防組合（埼玉県）／泉州南広域消防本部（大阪府） 17

消防大学校だより

幹部科における教育訓練
～リモート講義を導入した教育訓練について～ 18
教育訓練の実施状況（令和3年4月～令和3年7月実施分） 19

報道発表

最近の報道発表（令和3年7月22日～令和3年8月20日） 20

通知等

最近の通知（令和3年7月22日～令和3年8月20日） 21
広報テーマ（9月・10月） 21

お知らせ

9月9日は救急の日 22
敬老の日に「火の用心」の贈り物
「住宅防火・防災キャンペーン」 23
火山災害に対する備え 24
「第26回防災まちづくり大賞」の事例募集 25



■ 表紙
本号掲載記事より

「コンチキチン」 ぎ お ん ば や し 祇園囃子が響かない夏



京都市消防局長 山内 博貴

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、1100年を超える歴史を持つ祇園祭の山鉾巡行が2年連続の中止になりました。祇園祭は、平安時代前期の869（貞観11）年、京の都をはじめ全国で疫病が流行したことから、平安京の広大な庭園だった神泉苑に、当時の国の数にちなんで66本の鉾を立て、祇園の神（スサノオノミコト）を迎え、神輿を送り、災厄が取り除かれるよう祈ったことが始まりとされています。8月には大文字などの五山の送り火も規模が縮小されての実施となり、京都の夏を彩る伝統行事が例年どおり開催されないことに、歴史の重みと悲しみを感じました。全国の各消防本部の皆様もそれぞれの地域の伝統行事や花火大会等が影響を受け、同じように苦慮されていると思います。

また、北九州市で予定されていた全国消防救助技術大会も中止が決定され、日々訓練に励んでいた出場隊員にとって訓練の成果を披露する場が無くなったことは、致し方ありません。訓練隊員には、「コロナ禍において厳しくつらい思いをされている多くの方の気持ちを受けとめ、消防署に戻って全力で日々の業務に取り組み、新たな気持ちでチャレンジしてほしい。」と私から伝えました。

コロナ禍において、社会全体が安心安全に対して不安を抱く世の中においても、消防の使命は普遍的であり、このような時代だからこそ、一致団結して消防力を強化し、火災・救急・救助の災害現場で、助けを求める人のもとへ、いち早く駆け付け、対応していかなければならないと再認識しました。

一方で、変わりゆく社会情勢、激甚化する自然災害など、災害対応力を強化する必要性が増すなか、消防の広域連携が求められています。京都市消防局でも、平成29年から消防学校を京都府と共同で運用を開始し、令和2年10月からは京都府内全域で救急の電話相談窓口「救急安心センターきょうと（#7119）」の運用を開始しています。また、令和3年から「京都府消防体制の整備推進計画」に基づき、府内に15ある消防本部を北部、南部の2ブロックに分け、当局は府南部の消防本部と消防指令センターの共同運用に向けて具体的な協議を進めていくことになりました。指令センターの共同運用は、より迅速な相互応援出動が可能となり、地域全体の消防力強化につながります。様々な課題はありますが、京都府の各消防本部の皆様と共に、府民及び市民の皆様の安心・安全のため、早期の運用開始に努めてまいります。

京都市消防局公式キャラクター



新型コロナウイルス感染症の流行が世界中で拡大してから1年以上が経ち、ワクチン接種が本格化してきましたが、未だ感染者数は減少することなく、ウイルスとの闘いは正念場を迎えています。一刻も早く終息へ向かい、平穏な生活をとりもどして、来年こそは街中に祇園囃子の音色が響き渡る夏が戻ってくることを心から願っております。



危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

危険物保安室

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第71号。以下「改正省令」という。）を、令和3年7月21日に公布しました。改正省令に関して、屋内給油取扱所の基準に関する事項については公布の日から、申請書等様式に関する事項については令和4年1月1日から施行することとなりました。以下、改正省令について紹介します。

1 屋内給油取扱所の基準に関する事項

(1) 改正の背景

屋内給油取扱所は屋外給油取扱所と比較し、可燃性蒸気の滞留の危険性や火災時の避難困難性などが高く、上階に他の用途が存する場合の他用途部分への延焼拡大防止を図るため、可燃性蒸気の滞留防止、火災の延焼拡大防止、避難路の確保等の追加の安全対策を講ずることとされています。

従来、屋外給油取扱所と屋内給油取扱所は上屋（キャノピー）等の面積の割合に応じ、図1のとおり区分されていました。給油時の雨水混入防止（危険物取扱いの安全性の向上）、従業員の作業性の確保あるいは負担の軽減（労働環境の改善）、令和元年12月の省令改正による屋外での物品販売等事業の多角化に伴う当該事業に適した場所の確保（経営環境の改善）などへの期待から、屋外給油取扱所の上屋（キャノピー）等の面積拡大についての要望がありました。

- ・ 1/3を超える場合：屋内給油取扱所
- ・ 1/3以下の場合：屋外給油取扱所



給油取扱所のイメージ

図1

消防庁では、令和元年度から2年間にわたり開催された「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」において、実火災例を参考としたコンピューターによるシミュレーションに基づき、上屋（キャノピー）面積拡大時の安全性の評価・検証を行いました。その検討結果を基に、給油取扱所の上屋（キャノピー）面積による区分の基準を見直すこととしました。

(2) 改正省令の概要

省令改正に伴い、「屋内給油取扱所の範囲に係る運用」（令和3年7月21日付け消防危第172号）を発出しました。今回の改正により、給油取扱所のうち、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から当該部分のうち床又は壁で区画された部分の一階の床面積（以下この条において「区画面積」という。）を減じた面積の、給油取扱所の敷地面積から区画面積を減じた面積に対する割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所として扱わないこととされました。

ア 「火災の予防上安全であると認められるもの」について

(ア)以下の全ての事項を満たすものについては、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当するものであること（図2 ①～③参照）。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと（図2 ④、⑤参照）。

a 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2 m以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1 m以上の隙間が確保されていること。



b 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有する
ような複雑な敷地形状ではないこと。

(イ) (ア) 以外の給油取扱所（建築物内に設置する
もの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上
階を有するものを除く。）であっても安全性を確
認できる場合があるため、必要な場合は個別に総
務省消防庁危険物保安室に相談すること。

イ 許可の変更に係る取扱いについて

現に危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第
306号。以下「政令」という。）第17条第2項の屋
内給油取扱所として許可を受けている給油取扱所の
うち、改正後の危険物の規制に関する規則（昭和34
年総理府令第55号）第25条の6の規定により屋内
給油取扱所の範囲から外れるものについて、政令第
17条第1項の屋外給油取扱所としての許可を受けた
ものとして取扱う場合は以下の取扱いとすること。

(ア) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報
設備等の工事を伴うものについては、「製造所等
において行われる変更工事に係る取扱いについ
て」（平成14年3月29日付け消防危第49号）によ
り手続を行うこと。

(イ) 変更時に上屋（キャノピー）、消火設備、警報
設備等の工事を伴わないものについては、同通知
に規定する「資料による確認を要する変更工事」
に準じた手続を行うこと。

2 申請書等様式に関する事項

(1) 改正の背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を
踏まえ、市町村等ごとに定めていた様式（仮貯蔵・仮取
扱い承認申請書、危険物保安監督者の選任の届出に必要
な実務経験証明書）について、これまで通知で示してい
た様式を省令上規定し、統一することとしました。

(2) 改正省令の概要

仮貯蔵又は仮取扱いの承認に必要な申請書及び危険物
保安監督者の選任の届出に必要な実務経験証明書につ
いて、新たに様式（様式第1の2及び様式第20の2）が
規定されました。様式は消防庁ホームページから閲覧で
きます。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-8.html>

火災の予防上安全であると認められる例・認められない例

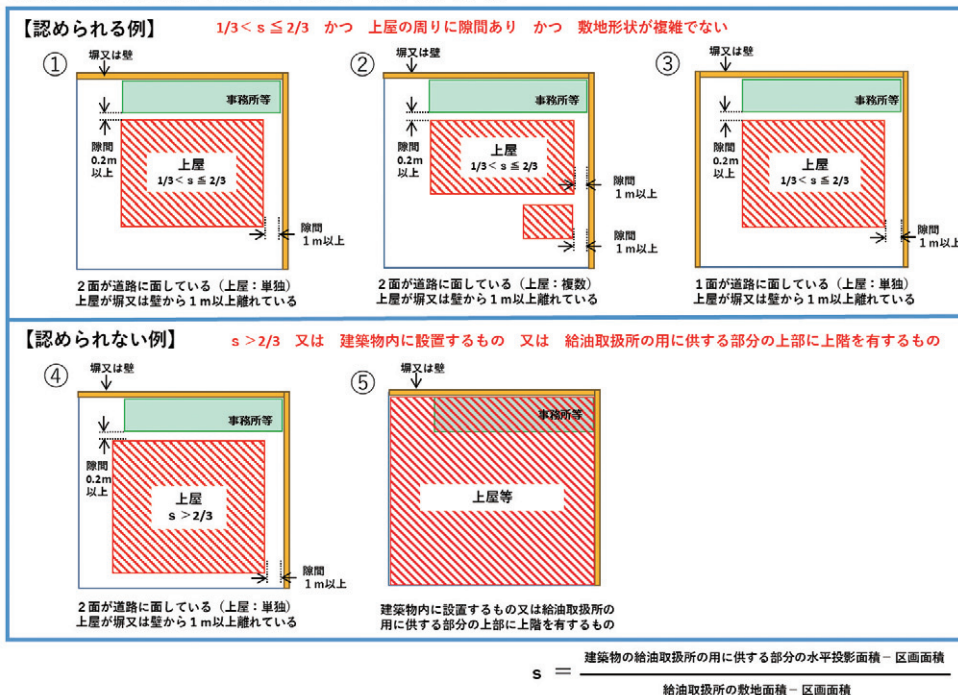


図2

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

「消防団員の処遇等に関する検討会」 最終報告書について

地域防災室

1 はじめに

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。その活動内容は、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎょ、住民の避難誘導、救出・救助など多岐にわたり、地域の消防防災体制の中核的役割を担っています。

しかしながら、近年、消防団員数は著しい減少傾向にあり、令和2年4月1日時点で約81万8千人と、2年連続で1万人以上減少し、特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少するなど、憂慮すべき危機的状況となっています。

一方で、近年、特に風水害を中心とする災害が多発化・激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化・複雑化しており、消防団員個人の負担も増加しています。こうした中、消防庁では、昨年12月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行いました。今回は、令和3年8月にまとめられた検討会最終報告書について紹介します。

2 検討の背景と目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっています。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催しました。

3 各検討事項の概要

まずは前半に、報酬等の処遇改善について検討しました。それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためです。とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について深く検討を行いました。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討しました。

後半の第5回以降の検討会では、消防団員の処遇改善とあわせて、消防団に対する社会的理解が必要等との意見が多く出されたことから、消防団活動のあり方や幅広い住民の入団促進など、幅広く消防団員確保策について議論しました。

(1) 報酬等の処遇改善

報酬等の処遇改善については、令和3年4月9日に中間報告書として取りまとめられたところです。

中間報告書を受け、「非常勤消防団員の報酬等の基準」を4月13日に策定し、各地方公共団体に対し通知しました（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知））。

なお、中間報告書において「1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である」としていた出動報酬の額について、「消防団員の報酬等の基準」では、1日当たり8,000円を標準としました。

消防庁では、各市町村等において、「消防団員の報酬等の基準」に沿った報酬等の見直しを基準の適用日である令和4年4月1日までに行っていただきたいと考えています。

また、処遇の改善には、その前提として報酬等を団員個人に直接支給することが必要になることから、改めて

報酬等の個人支給を徹底していただきたいと考えています。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)	
○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの	
① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定	
【基準の内容】	
1. 報酬の種類	年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。
2. 報酬の額	※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。 ○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。 ○「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。 ○出勤報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。 災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
3. 費用弁償	上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。
4. 支給方法	報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。
② その他(適切な予算措置、留意事項等)	
○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。	
○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。	
○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。	
○ 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、進んで消防庁から通知すること。	
○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。	

【「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント】

(2) 消防団に対する理解の促進

消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられています。消防団の存在意義、団員一人ひとりの活躍について、社会的な理解を深めていくことは非常に重要です。

また、現在活動している団員にとっては、処遇改善と合わせて、地域社会から感謝されること、それを実感できることが、家族の理解やモチベーション向上につながり、何よりも、住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の団員確保につながるものと考えられるため、こうしたことを念頭に、行うべき取組について検討を行いました。

・消防団員の加入促進広報

消防団員の加入を促進する広報については、ホームページ・広報誌等、消防庁や各地方公共団体が保有する既存の広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを写真や動画で掲載したり、団員の報酬等について掲載したりするなど、多くの住民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや処遇等が伝わるような広報を積極的に行うべきであると示されました。

また、加入したいと思った人がすぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームを各市町村において整備することも、加入促進に向けた有効な選択肢の一つと考えられます。

若年層の新規入団者の確保のために、消防庁や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきであると示されました。



【加入促進広報の例（広島市消防団）】

・消防団全体のイメージアップ

消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していこうという雰囲気を作っていくことが肝要です。今までの取組を引き続き行いつつ、あわせて多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させることが期待されています。

(3) 幅広い住民の入団促進

被用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層です。それぞれの層の積極的な入団促進を行うため、検討を行いました。

・被用者の入団促進

消防団員に占める被用者の割合は年々増加しており、被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、消防庁や都道府県、市町村は、企業に対する働き掛けにより一層取り組むべきであると示されました。

企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所表示制度は有効と考えられます。

また、市町村域を超えて通勤等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与することが期待されています。

・女性の入団促進

女性団員数は一貫して増加しているものの、未だ女性

団員は少ないのが現状です。多様な住民が参加しやすい消防団となっていくためにも、現在、女性団員がいない消防団は、これまでも消防庁から通知されているとおり、速やかに加入を進めるべきとされています。

また、女性団員が活動しやすい女性用設備等の更なる環境整備や、今後は、ジェンダーに関係なく、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるようにしていくことが求められます。

・学生の入団促進

学生消防団員数は年々増加しています。学生は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、消防庁や都道府県、市町村は、学生の入団促進に取り組むべきであると示されました。

また、学生の入団促進に当たっては、学生消防団活動認証制度が有効であると考えられます。

・将来の担い手育成

地域防災力の向上のためには、幼い頃からの防災教育の充実が重要であり、少年消防クラブの存在や活動が果たす役割は大きいと考えられます。また、少年消防クラブ員は将来の消防団の担い手として期待されることから、地域の実情を踏まえつつ、さらに年齢制限の緩和等を進め、高校生も含めた幅広い層の参画を促していくべきであると示されました。

また、高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要です。そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきであると示されました。

消防庁においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行うべきであると示されました。

(4) 新たな社会環境に対応する団運営

近年の災害の状況等に対応して消防団がその使命を果たしていくためには、様々な地域住民が参画し、また、団員の家族等にも理解が得られるような、時代に即した消防団運営が必要です。こうしたことを踏まえ、新たな社会環境に対応する団運営のあり方について、検討を行いました。

・団運営における幅広い意見交換

消防団は、一貫した指示のもとに、一致団結して行動を展開する必要がありますが、このことについて、近年、特に若い団員から、自分たちが自由に意見を述べ、団運営に反映させることが難しいという声があるとの指摘もされています。それぞれの消防団によって様々な実態があると考えられますが、消防団全体のなかで幅広い活動に適切に対応していくため、団内部での幅広い意見交換を十分に行わなければならないと示されました。

・市町村、地域住民との連携

消防団が新たな社会環境に対応して活動するための装備や必要経費の確保などのためには、市町村長や市町村の担当部局との連携は不可欠であると指摘されました。

また、地域防災力の強化にあたり、地域住民との連携、その過程での十分な話し合いや理解の促進も必要となります。

(5) 平時の消防団活動のあり方

・地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠です。

訓練は、そのために必須のものであり、いわば消防団活動の基本ともいうべきものであるとされています。特に操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである一方で、近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化しています。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっています。

各市町村においても、引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練の更なる実践を行うべきであると考えられます。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、消防庁からも情報提供等を行っていくこととしています。



【幅広い訓練の例（宮崎市消防団）】

・ 操法本来の意義の徹底

操法は消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、という指摘もあります。操法訓練の実施に当たっては、団体的規律の適切と消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましいと示されました。

・ 操法大会のあり方

全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について、パフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作については見直すという方向での検討を始めることとしています。消防庁としても、（公財）日本消防協会と連携し、検討会での議論を踏まえた見直しに向け、検討を行っていくこととしています。

また、都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直しの検討状況も踏まえつつ検討を行っていただきたいと考えています。

（6）装備等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要です。今後も災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくべきと示されました。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であり、団員一人ひとりにとって大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられます。消防庁や都道府県においては、消防団員の知識や技能向上に資する取組を充実さ

せるとともに、市町村においては、こうした消防団員の知識や技術の習得に積極的に取り組んでいただきたいところです。

4 おわりに

地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっています。一方で、消防団を取り巻く社会環境が変化し、とりわけ若年層の入団者数が大幅に減少する中、今後も将来にわたって消防団を継承していくために何をすべきか、改めて地域においてしっかりと議論を行う必要があると考えられます。

各市町村において、本報告書の趣旨を十分理解のうえ、消防団運営のあり方等についてしっかりとご検討いただくことを期待し、また、消防庁や各都道府県においても、必要な取組を実施し、地域防災力の充実・強化に努めていきたいと考えています。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成20年度から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員の調査を行っており、調査開始以降最多の救急搬送人員を記録した平成30年には全国で約9万人以上の方が熱中症により救急搬送されています。調査については、通例5月1日を含む週の月曜日から開始しています。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況等に鑑み、調査の開始を6月へ延期していましたが、今年度の調査については、通例どおり、令和3年4月26日から開始し、8月8日までに36,469人(※速報値)の方が熱中症で救急搬送されました。

昨年度と比較(6月1日から8月8日)すると、12,773人(+58.1%)の増加となりました。今後も熱中症に対する予防が必要であり、住民の皆様への熱中症に対する関心を更に高めるため、

あらゆる機会を通じて積極的に予防啓発を行っていくことが重要であることから、今年度の熱中症による救急搬送状況や熱中症予防啓発の取組についてお伝えします。

2 熱中症による救急搬送状況

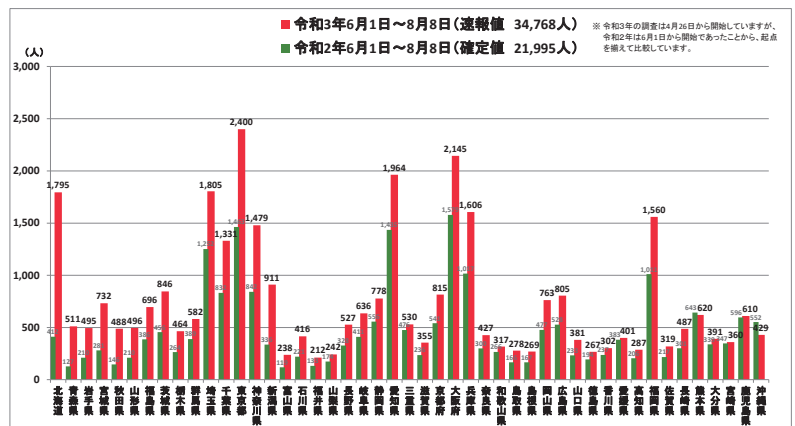
① 都道府県別の合計(図1)

6月1日から8月8日までの熱中症による救急搬送人員の合計34,768人のうち、東京都が2,400人と最も多く、次いで大阪府2,145人、愛知県1,964人、埼玉県1,805人、北海道1,795人となっています。

② 週別の推移(図2)

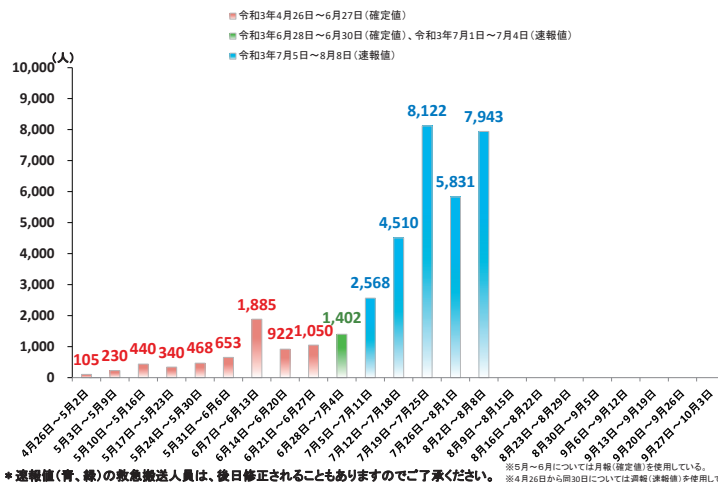
救急搬送人員は4月26日から100～1000人前後で推移していましたが、7月5日の週から2,000人以上に増加しています。また、7月12日の週から4,000人を超えて推移しています。

図1 令和3年 都道府県別熱中症による救急搬送人員 合計搬送人員 前年との比較(6月1日から8月8日)



*速報値(赤)の救急搬送人員は、後日修正されることもありますのでご了承ください。

図2 令和3年の熱中症による救急搬送状況(週別推移)

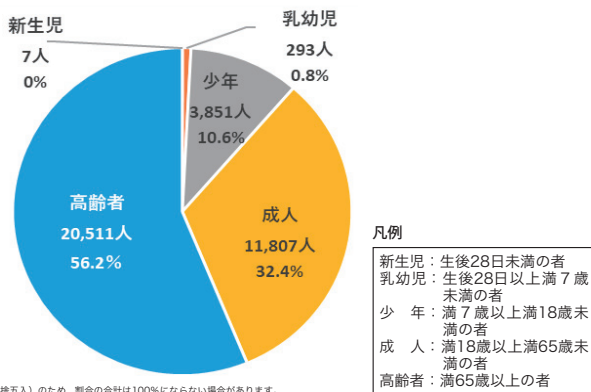


*速報値(青、緑)の救急搬送人員は、後日修正されることもありますのでご了承ください。
 ※5月～6月については月報(確定値)を使用している。
 ※4月26日から8月30日については週報(速報値)を使用している。

③ 年齢区分別の救急搬送（図3）

4月26日から8月8日までの熱中症による救急搬送人員の合計36,469人のうち、高齢者が20,511人（56.2%）と最も多く、次いで成人11,807人（32.4%）、少年3,851人（10.6%）などとなっています。約6割を占める高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい傾向があるため、周囲の方がこまめに声をかけて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

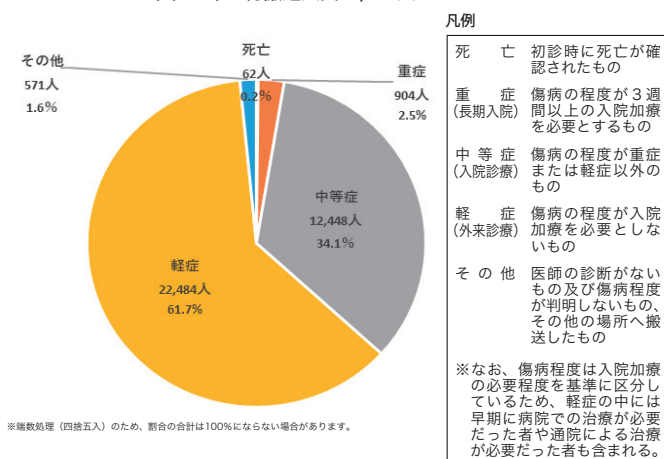
図3 年齢区分別（構成比）
令和3年 総搬送人員36,469人



④ 傷病程度別の救急搬送人員（図4）

4月26日から8月8日までの熱中症による救急搬送人員の合計36,469人のうち、軽症が22,484人（61.7%）と最も多く、次いで中等症12,448人（34.1%）、重症904人（2.5%）、死亡62人（0.2%）などになっており、例年と比べ構成比に大きな変化はありませんでした。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

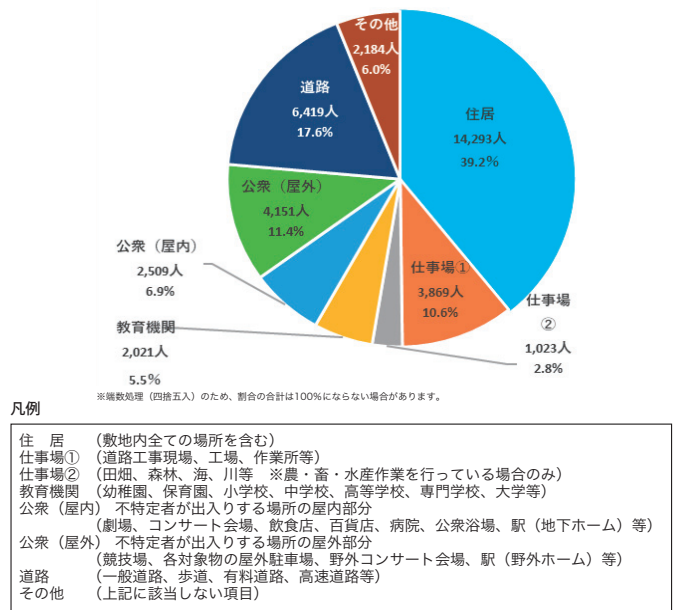
図4 傷病程度別（構成比）
令和3年 総搬送人員36,469人



⑤ 発生場所別の救急搬送人員（図5）

4月26日から8月8日までの熱中症による救急搬送人員の合計36,469人のうち、住居が14,293人（39.2%）と最も多く、次いで道路6,419人（17.6%）、公衆出入場所（屋外）4,151人（11.4%）、仕事場①3,869人（10.6%）、公衆出入場所（屋内）2,509人（6.9%）などになっており、例年と比べ構成比に大きな変化はありませんでした。

図5 発生場所別（構成比）
令和3年 総搬送人員36,469人



3 全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防広報の実施

消防庁では、熱中症予防啓発として従来から、熱中症による救急搬送人員の調査と公表、「リーフレット」や「ポスター」の作成、消防庁ホームページやツイッターによる情報発信などを通じ、住民の皆様幅広く注意喚起を図るとともに、全国の消防本部が行う予防啓発活動を支援してきました。

こうした中、昨年に引き続き、社会全体として新型コロナウイルス感染症に留意した対応が必要であり、熱中症予防対策についても、新型コロナウイルス感染症を考慮した「新しい生活様式」と両立させた行動が求められています。

そこで、こうした観点に留意した上で、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発をテーマとする動画を、7月13日より、消防庁ホームページにて公開するとともに、全国の消防本部へこの動画を活用し、熱中症予防啓発の強化に取り組むよう呼びかけています。



4 熱中症予防のポイント

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、従前からの予防に加え、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントとして、以下の項目に心がけましょう。

- ・屋外で人と2m以上離れている時はマスクを外しましょう（ウイルス感染対策は忘れずに）。
- ・涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避けましょう。
- ・のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- ・部屋の温度に注意し、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。また、こまめに換気をしましょう。
- ・熱中症警戒アラート発令中は外出をできるだけ控え暑さを避けましょう。

【参考】令和3年度熱中症予防情報サイト 普及啓発資料（環境省）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症になりやすいとされる高齢者や子供を守ることができます。

消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、引き続き熱中症予防啓発に努めていきます。

消防庁熱中症情報

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

※ 熱中症予防啓発のコンテンツは、このURL内に掲載しています。

問合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災に関する調査結果

予防課

1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月には内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されるなど、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、政府全体の重要課題として推進されているところです。

消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策の取組を推進しています。

2 令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災に関する調査結果について

令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災（自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災）について、製品ごとの発生件数について図1及び表1のとおり取りまとめました。

製品火災は自動車等が20件、電気用品が97件、燃焼機器が20件となっています。特に燃焼機器の火災20件のうち11件がガストーチバーナーによるものでした。

なお、この他に消防機関による調査中のものが56件あるため、今後増加する可能性があります。

図1 最近5年間における製品火災件数の推移

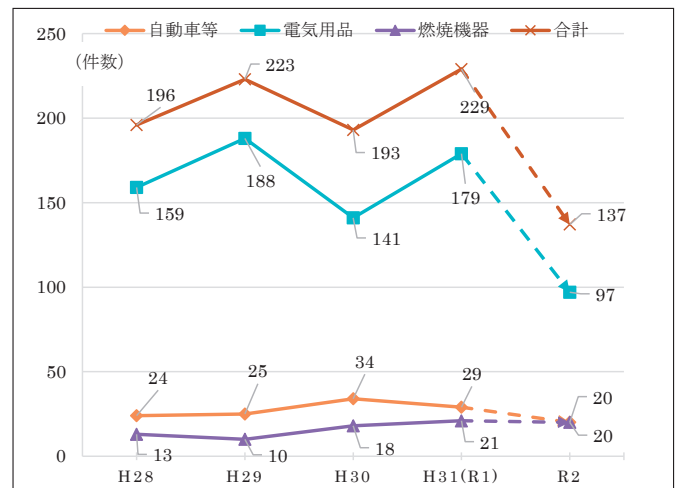


表1：令和2年中の製品火災等の調査結果

単位：(件)

	自動車等	電気用品	燃焼機器	全体
製品火災	20	97	20	137
製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	273	355	37	665

※1 使用者の使用法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。
 ※2 令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災で、消防機関が調査中のものが56件ある。

また、令和2年1月から令和2年12月までに発生した製品火災のうち、件数が2以上あった製品は以下のとおりです。（表2参照）

表2：製品火災の件数が2以上あった製品

（製品火災件数順）

製造事業者等	製品名	型式	件数
株式会社ワーク	凍結防止ヒーター	WA-B1	6
株式会社スイデン	掃除機	SAV-110R	3
株式会社iHR (販売事業者)	扇風機	F20 ZDF/F20	2
アイリスオーヤマ株式会社	セラミックヒーター	PCH-JS12-W PCH-JS12	2

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。

問い合わせ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

「令和3年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナートで発生する事故は、危険物又は有毒ガスの漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあります。そのため、石油コンビナート特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

自衛防災組織等は特定事業所の防災体制の確立に重要な役割を担っていることから、消防庁では、石油コンビナート特別防災区域の特定事業所における防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制の充実強化を目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、予選の廃止等スケジュールの変更を行い実施いたします。

2 コンテストの概要

(1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

(2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等

のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。

今年度は、29消防本部を通じて32組織の応募がありました。



令和3年度出場組織募集ポスター

(3) 審査

消防庁職員が事業所内で実施する現地審査及び提出された競技映像による審査を行い、上位組織を決定します。



コンテスト競技中の風景

(4) 表彰等

審査後、上位組織に対し、最優秀賞（総務大臣表彰）1組織、優秀賞（総務大臣表彰）4組織、奨励賞（消防庁長官表彰）10組織及び特別賞（消防庁長官表彰）若干数を表彰予定です。

最優秀賞及び優秀賞は、消防庁長官から表彰状と記念品を授与いたします。



令和2年度最優秀賞受賞組織
(三井化学株式会社大阪工場自衛防災組織)



総務大臣表彰受賞組織との記念撮影

3 総務大臣表彰受賞組織の競技映像について

令和2年度に最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（You Tube）で公開しています。ぜひご覧ください

<https://www.youtube.com/watch?v=mvrPqCfRvMI&list=PLUrGKEwru-bAR8rrBtd9OjrOBFoKBQHEX>

4 今後のスケジュール

- ・ 審査 令和3年9月上旬から10月中旬
- ・ 結果通知 令和3年11月下旬
- ・ 表彰式 令和3年12月中旬

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、今後も状況により変更の可能性があります。コンテストに関する情報は総務省消防庁ホームページ上に公開いたします。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

問い合わせ先

消防庁予防課 特殊災害室
TEL: 03-5253-7528

「交番で火の用心」

札幌市消防局

札幌市清田消防署では、豊平警察署と日ごろから火災をはじめとする災害現場で協力連携して活動しています。

令和2年から春と秋の火災予防運動期間中、清田区内にある5つの豊平警察署の交番に火災予防のポスターを掲示してもらい、市民に火災予防を啓発しています。



警察署との交通救助合同訓練を実施

新潟市消防局

新潟市消防局南消防署は、令和3年6月22日(火)、同署屋外訓練場において、新潟県新潟南警察署と合同で交通救助訓練を実施しました。

コロナ禍の中、昨年に引き続いての訓練であり、交通事故の負傷者の中に新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとの想定で、初動の対応、救出・救護を展開しながら互いの連携及び情報共有を図り、活動手順を再確認しました。

今後もより一層の連携強化を行い、感染対策への警戒心を緩めることなく、災害対応力の強化に努めてまいります。



消防通信 望楼 ぼうろう

Don't来いっ!危険物火災

坂戸・鶴ヶ島消防組合

令和3年6月7日(月)当消防本部及び坂戸・鶴ヶ島防火安全協会では、危険物施設からの出火を想定して、水での消火が困難である危険物火災に対応するため、油火災用泡消火薬剤を使用した総合訓練を実施しました。



インターネット放送を活用したコロナ禍での積極的な広報

泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、地元インターネット放送局「いこらじお」において、6月から平日に15分の消防広報枠を設けていただき、継続的に消防全般に関する情報を放送することになりました。

コロナ禍において、消防フェアなど集客広報が制約される中、このような広報は、予算を掛けることなく最少人員で行えるとともに、インターネットを活用した広範囲の地域への放送となりますので、管内の住民だけでなく、広域的な広報効果が期待されます。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



幹部科における教育訓練 ～リモート講義を導入した教育訓練について～

消防大学校は、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行うとともに、消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うことを目的として設置されたものです。

現在、実施されている総合教育、専科教育及び実務講習の中で「幹部科」は、現場経験の少ない若手職員に対する指導力の強化、切迫する大規模災害等への対応力・指揮能力の向上など、幹部職員としての資質を向上させるための教育訓練を実施しています。また、柔軟な発想やアイデアの創出・政策立案、一般行政部門との連携、

知事・市町村長部局との折衝、議会対応、人事管理、予算要求等の行政運営能力を向上させ、消防全体における組織力の底上げに資する教育訓練も実施しています。

今日の消防行政を取り巻く環境を踏まえ、本年度は、幹部科での講義の見直しを行い、急速な若返りにより経験不足な幹部職員の組織マネジメント力などを補うことを視点に、「伝承講話」の講義を増やしました。これまでの講義「伝承講話」を一つ増やし、「伝承講話Ⅰ」「伝承講話Ⅱ」と題して、消防幹部及びOBから、自らが経験し得た知見となる「暗黙知」を講義いただき、学生に所属本部等での人材育成に役立ててもらおうこととしました。

<講義科目等>

	65期 (今回)	66期	67期	68期
伝承講話Ⅰ	新井講師 (元東京消防庁総監)	鈴木講師 (元横浜市消防局長)	新井講師 (元東京消防庁総監)	鈴木講師 (元横浜市消防局長)
伝承講話Ⅱ	藤山講師 (鳥取県西部広域行政管理組合消防局長)	城戸講師 (元大阪市消防局長)	藤山講師 (鳥取県西部広域行政管理組合消防局長)	城戸講師 (元大阪市消防局長)

また本年度は、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、インターネットを活用したリモート講義を導入しました。入校する学生は、消防大学校へ来る直前1週間、学生の所属する消防本部又は自宅において講義(1日7時間、計5日間35時間)を受講しました。講師については、講師の実情に応じ、講師の勤務先やご自宅などでの講義を実施していただきました。このことにより、講師側への感染防止にもつながったものと考えています。

学生の入校受付時においては、教官による体調確認及び検温を実施するとともに、体調管理のため2週間前から毎日検温を行い、その後入校後も毎日実施しました。



リモート講義を受講する学生



お互いの距離を取っての入校式

カリキュラムは、入校から2週間は座学を中心とした講義とし、3週日以降からグループでの討議を取り入れた講義やシミュレーション訓練などを実施する構成としました。

教室についても、講師と学生との距離及び学生同士の座席間隔を十分に確保し、教室内に複数台のサーキュレーター及び二酸化炭素測定器を設置し、十分な換気を行うとともに、休憩時には講師が使用したマイクや教壇を学生が主体となり消毒を行いました。

講師の方々もこのような状況を見て、自らフェイスシールドを着用され、飛沫対策を行う方もいらっしゃいました。

消防大学校教育は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度は残念ながら、一部中止又は延期せざるを得ない状況でしたが、本年度は新型コロナウイルス感染まん延防止等重点措置・緊急事態宣言が発出されている期間ではありましたが、昨年度からの感染防止対策をより強化しスタートを切ることができました。



消防大学校だより

寮生活については、外出・外泊の制限はもとより、共同して利用する食堂や浴室の利用に時間制限を設けるなど制約の多いものとなりましたが、学生一丸となってこのような状況をしっかりと受け入れ、新たな生活様式を踏まえた対策を行うことにより、一人の体調不良者も出さず、無事に卒業を迎えることができました。

今回の幹部科は、リモート講義を導入し、新型コロナウイルス感染症対策を講じた新しい形での教育訓練となりました。

幹部科は、現在の消防が直面している課題に向き合い、魅力と個性ある講師陣により、実益ある幹部科となっています。コロナ禍での入校は、これまで以上に不安があるかと思いますが、こういう時だからこそ、入校して学

生の絆を強め、協力し合える人間関係を構築していただければと思います。今後の各本部等からの受講申請をお待ちしています。



ひとりの欠席者も出ることなく無事に卒業

教育訓練の実施状況 (令和3年4月～令和3年7月実施分)

令和3年4月から7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名		教育訓練期間	卒業(修了)者数
幹部科	第65期	6月7日(月)～7月21日(水) (45日間)	58名
新任消防長・学校長科	第30期	4月13日(火)～4月23日(金) (11日間)	13名
新任消防長・学校長科	第31期	5月11日(火)～5月21日(金) (11日間)	21名
警防科	第108期	6月2日(水)～7月20日(火) (49日間)	58名
救助科	第82期	4月13日(火)～6月4日(金) (47日間)	60名
危険物科	第16期	6月16日(水)～7月15日(木) (30日間)	29名
火災調査科	第40期	5月31日(月)～7月16日(金) (47日間)	45名
指揮隊長コース	第25回	4月8日(木)～4月20日(火) (13日間)	29名
指揮隊長コース	第26回	5月13日(木)～5月25日(火) (13日間)	22名
危機管理・国民保護コース	第11回	4月15日(木)～4月22日(木) (8日間)	32名
自主防災組織育成コース	第17回	5月24日(月)～5月28日(金) (5日間)	19名
合計			386名

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表 (令和3年7月22日～令和3年8月20日)

<総務課>

3.7.27	令和3年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰	令和3年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰受賞者は、次のとおりです。 安全功労者表彰受賞者 個人34名、団体10団体 消防功労者表彰受賞者 消防団員3名、女性防火クラブ員5名
--------	------------------------	--

<救急企画室>

3.7.27	令和3年6月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和3年6月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
--------	---------------------	--

<危険物保安室>

3.7.29	「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の開催	危険物の輸送を安全かつ円滑に行うため、危険物輸送の動向を踏まえた安全対策を調査検討することを目的として、「危険物の輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。
--------	-----------------------------	--

<地域防災室>

3.8.5	「第26回防災まちづくり大賞」の事例募集	「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、26回目となる本年度は、本日から令和3年10月22日（金）までの間、取組事例を募集します。
3.8.18	「消防団員の処遇等に関する検討会」報告書の公表	消防庁では、消防団員数が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討を行ってきました。 今般、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。



最近の通知 (令和3年7月22日～令和3年8月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防第343号	令和3年8月19日	各都道府県消防防災主管部(局)長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	感染症に備えた消防本部等の業務継続のための施設及び設備の整備について
事務連絡	令和3年8月10日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	令和3年1月から同年3月までに発生した製品火災に関する調査結果について
事務連絡	令和3年8月6日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	医薬品情報の周知について
府政防第849号 消防第110号 健感発0803第1号 観産第101号	令和3年8月3日	各都道府県・保健所設置市・特別区 防災担当主管部(局)長 衛生主管部(局)長 動物愛護管理担当部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当) 内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当) 消防庁国民保護・防災部 防災課長 厚生労働省健康局 結核感染症課長 観光庁観光産業課長	新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について
事務連絡	令和3年8月2日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	ショックボタンを有さない自動体外式除細動器(オートショックAED)使用時の注意点に関する情報提供等の徹底について
事務連絡	令和3年8月2日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	救急の日ポスターの送付について
消防危第173号	令和3年8月2日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	令和2年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況について
消防救第263号	令和3年7月30日	各都道府県知事	消防庁長官	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について
消防予第362号	令和3年7月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について

広報テーマ

9 月		10 月	
①住宅防火防災キャンペーン	予防課	①ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課
②9月9日は救急の日	救急企画室	②住宅用火災警報器の設置率等の調査結果	予防課
③火山災害に対する備え	防災課	③危険物施設等における事故防止	危険物保安室
④事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	地域防災室	④消防の国際協力に対する理解の推進	参事官



9月9日は救急の日

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月5日（日）から9月11日（土）までが「救急医療週間」です。これまで、この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されてきました。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、例年、次の事項に重点をおいています。なお、今年度の行事等の実施に当たっては、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、昨年度に引き続き、実技や実演などの対面、集合を伴うものについては、人数を制限する、延期やオンラインでの開催を検討するなど、感染拡大の防止に十分留意した上で、地域の実情に応じた柔軟な対応をとるよう関係機関に求めています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適正な利用方法の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適正な利用方法について普及を図ります。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

3 救急医療週間に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年度は9月9日（木）にKKRホテル東京（11階「孔雀の間」）で開催予定です。（新型コロナウイルス感染症をめぐる動向等により、開催の中止または開催形式の変更を行う場合があります。）対象者は、救急業務の重要性を理解し、救急業務の推進に貢献があり、又は応急手当の普及啓発等のために尽力し、国民の生命・身体を守るとともに公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人・団体で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（令和2年度）



消防庁長官表彰の授与（令和2年度）

(2) 「救急の日」イベント

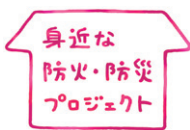
例年、消防庁・厚生労働省・一般社団法人日本救急医学会・一般財団法人日本救急医療財団との共催によりイベント会場で催事を行ってまいりましたが、今年度は、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、昨年度に引き続き、イベントの開催は見送り、心肺蘇生法等に関するアニメーション動画を作成し、共催団体のホームページ等への掲載による普及啓発を行う予定です。

4 おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、国民の皆様には救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう努めてまいります。

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529



敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」

予防課

○ 住宅防火・防災キャンペーンの実施

近年、住宅火災における死者数は、900人前後の高い水準で推移しており、このうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

また、高齢化の進展とともに、住宅火災による死者の内高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者とそのご家族の方々に、火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間：9月1日～21日)を平成24年から実施しています。

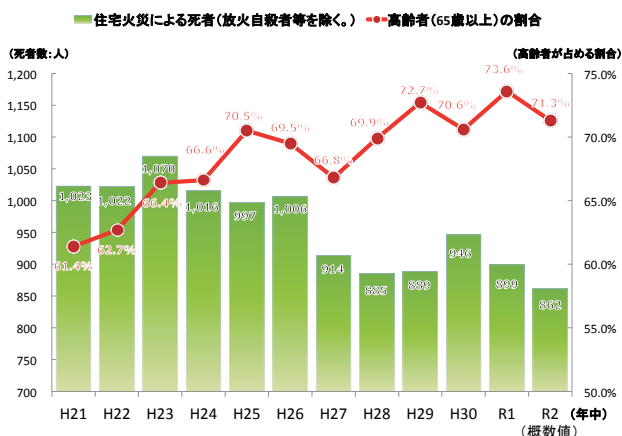
スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がいるご家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

(3) 防災品を使いましょう

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。

また、調理中に、コンロの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる高齢者もいます。このような火災による死者を減らすため、枕・布団などの寝具やパジャマやエプロンといった衣類に燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めします。

住宅火災による死者数と高齢者の割合



○ 高齢者を住宅火災から守るために

(1) 住宅用火災警報器を点検しましょう

住宅火災で死者が発生する要因のうち多いのは、発見が遅れ、気づいた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われる事例が多く報告されています。このため、火災の発生を早く知るために、現在、各自治体の火災予防条例で寝室や台所等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。この「住宅用火災警報器」の電池は、約10年がその寿命とされており、また、故障する可能性も考えられることから、定期的な点検が必要となります。是非この機会に高齢者の家に設置されている「住宅用火災警報器」を、高齢者の代わりに点検してあげましょう。

(2) 住宅用消火器を用意しましょう

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、

住宅防火・防災キャンペーン

敬老の日に「火の用心」の贈り物

住宅用火災警報器

住宅用消火器

防災品

消防庁

身近な防火・防災プロジェクト

住宅火災による死者数と高齢者の割合

住宅用火災警報器

すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないよう、定期的に作動確認することが大切です。

いざという時に備えて住宅用火災警報器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品など)を身近に備えましょう。

住宅火災による死者数と高齢者の割合

住宅用火災警報器

消防庁

身近な防火・防災プロジェクト

問い合わせ先

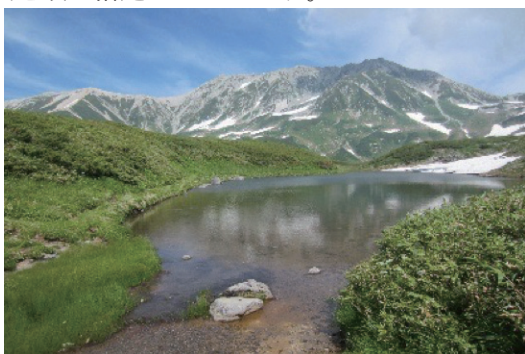
消防庁予防課 佐藤・藤本
TEL: 03-5253-7523



火山災害に対する備え

防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に49火山の周辺地域（23都道府県）は火山災害警戒地域に指定されています。



弥陀ヶ原火山の火山湖

火山災害に関する情報を知る

火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を付加して作成したものです。事前に各自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



御嶽山火山防災マップ
(岐阜県ホームページより)

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標です。各火山におけるレベルの判定基準については気象庁ホームページ等で確認しましょう。

噴火警戒レベルは火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4または5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

種別	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	市町村の避難 情報の発令
特別警戒	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	▶避難指示の発令
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	▶高齢者等避難の発令
警戒	火口から居住地域近くまで	3 (火山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	
予報	火口内等	1 (火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	

御嶽山噴火警戒レベル

※噴火警戒レベル4のキーワードは、市町村が発令する「高齢者等避難」と整合するよう、今後「避難準備」から「高齢者等避難」に変更する予定。

火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時※など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難指示等の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに、近くのシェルターや山小屋等に避難する、岩かげに身を隠す等の行動が有効です。

※「発見者の通報義務」

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は市町村長や警察官等に通報しなければなりません。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課
TEL: 03-5253-7525



「第26回防災まちづくり大賞」の事例募集

地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、26回目となる本年度は、令和3年10月22日（金）までの間、取組事例を募集します。

【応募団体・組織】

- 防災対策に関するハード面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関するソフト面の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する人材育成等の取組を実施している団体・組織
- 防災対策に関する普及啓発や情報発信等の取組を実施している団体・組織
- 地域における住宅防火対策を通じて災害や火災に強いまちづくりを推進している団体・組織

【応募方法】

上記【応募団体・組織】に該当する団体・組織から、直接、応募することができます。（なお、各都道府県から該当する事例を推薦していただく方法も行っています。）

【応募期間】

令和3年8月5日(木)～同年10月22日(金)

【応募の詳細】

実施要綱及び募集要項は、消防庁ホームページの「防災まちづくり大賞」ページに掲載するほか、消防庁において配付します。下記「防災まちづくり大賞」ページにおいて、過去の受賞一覧や近年受賞された取組も掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>

【表彰式】

令和4年2月下旬頃に東京都内で開催する予定です。また、受賞された取組は、消防庁ホームページにおいて事例集として掲載し、広く全国に紹介する予定です。



「防災まちづくり大賞」シンボルマーク



問い合わせ先

消防庁地域防災室 高橋
TEL: 03-5253-7561

ひとりでひとりが 救命のワンピース



救命講習に参加しまーす♪

救命講習の受付については最寄りの消防署にお問い合わせください。



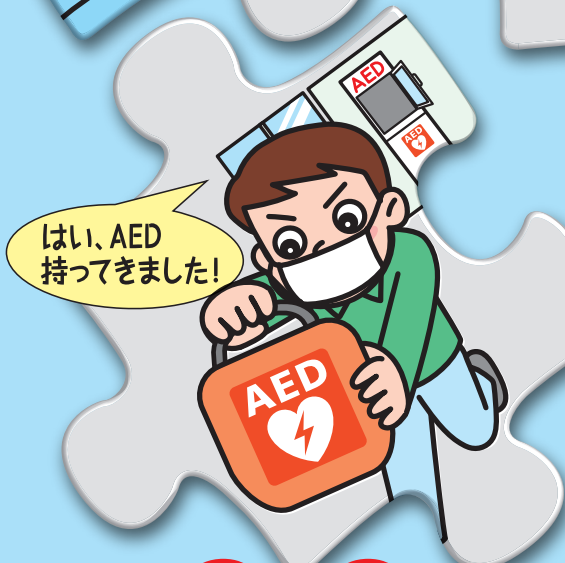
救急車をおねがします!



だれか助けてください!



1, 2, 3, 4.....



はい、AED 持ってきました!



救急隊員さん、こっちです!

9月9日は救急の日

あなたができること

救命の連鎖 心停止の予防
けがの予防
初期症状の気づき

早期認識・通報 119

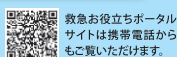
一次救命処置 心肺蘇生・AED

救急隊・医師へ

救急隊・医師へつなく
二次救命処置と
心拍再開後の
集中治療

救急車の適正な利用をお願いします。

主催：消防庁・厚生労働省・都道府県・市町村・日本医師会・日本救急医学会・全国消防長会
制作：一般財団法人 救急振興財団



救急お役立ちポータルサイトは携帯電話からもご覧いただけます。



新型コロナウイルス感染症に対応した救急蘇生法はこちら。



「救急の日ポスター」へのご意見・ご感想をお寄せください。

このポスターは再生紙を使用し、植物性インキで印刷しています。